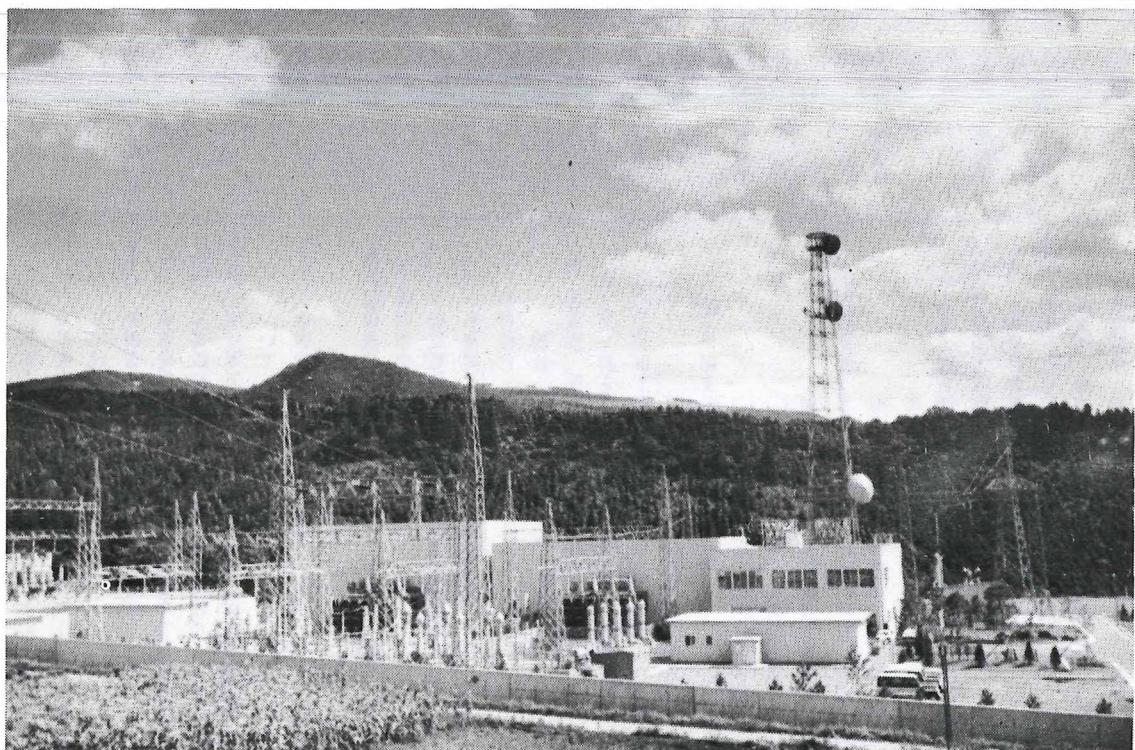


いなづま

題字 小寺寛一

発行所 函館地方電気工事協同組合
 編集総務部
 住所 函館市日乃出町7番22号
 印刷所 島山印刷



電源開発(株)北本連係電力所全景

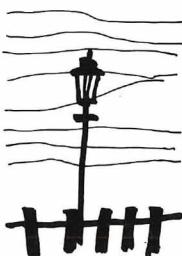
昭和五十五年度 年末特別融資実行!!

第四回目の年末特別融資が去る十二月十五日実行されました。

十月二十七日 説明会を開き申込を受付けたところ、三十九名より合計六九〇〇万円の申込みがありました。

この申込みに対し、商工中金函館支店の指導を受け、経理部会および特別金融委員会により決算書類の厳しい内容審査を受け、途中申込辞退者も出て、実質一〇〇万円貸付十二件、二〇〇万円貸付十九件、合計金額五〇〇〇万円の融資が決定しました。

昭和五十二年十二月に第一回目の年末特別融資を実施以来、本年度まで二億四百万円の融資額になるのであります。過去さしたる事故もなく経過出来たのは、商工中金函館支店の適切なる指導、経理部会理事者の並々ならぬご苦労と、融資を受けた組合員の努力の結果と思慮されます。より厳しい八十年代を迎え事故が無く無事完了し、明年末に再度この融資制度が活用されることを願うものであります。



役員会だより

第五回役員会

五五・九・九

一、慶弔報告

- (一) (角) 松木電気工業所火災見舞
- (二) 鉄根協組創立三十周年記念
- (三) (角) 川村電気工業所従業員死去

二、貸付報告

五社 二一八八万円

三、移動役員会の報告

(概要について前号で掲載すみ)

四、各支部・部会報告並提案事項

福島支部『安全大会を開催した。

八雲支部『(一)新規加入規程を作成した。

(二) 安全講習会を実施した。

(三) バリケードを発注した。

中渡島支部『支部長を変更した。

三名の受講者中二四名が合格した。

五、第三者賠償責任保険について

同じ単協内でも営業所を設置して主任電気工事士を選任している場合は、別途に保険加入をしなければならない。

六、共同保守管理業務について

共同保守管理業務登録申込書を別途組合員宛送付するので期日迄に提出すること。

七、外線工事要項(引込工事編)の一部改訂

特に改訂されると云うのではなく、規程を整理すると云う意味での改訂である。

八、北電引込線、計測器工事の工量単価の改訂

(詳細について前号掲載済み)

九、計器箱、計器板の価格改訂について

(詳細について前号掲載済み)

十、渡島支庁による電気工事業法の立入検査について

十一、北電に対する内線工事面の取扱いについて
需要家の分を北電が保管することに決定したので
で需要家より請求された場合は竣工図面を複写
して渡して欲しい。

十二、売掛金、立替金等の回収について

十三、事務局慰安旅行補助金及び燃料手当について

十四、工事設計書補助用紙の印刷について

十五、主任電気工事士、現場代理人等に対する研修会について

十六、仮設協力分担金の協定について

昭和五六年三月一日より「全日電工連グループ共済制度」へ移行するための手続を開始するので、
協力願いたい。

九、永年勤続者表彰式

(詳細について別記掲載)

十、電気工事業者登録の更新について

定期更新期限 五六年二月二二日
該当組合員数 七一社

組合行事

9月1~道工業組合移動役員会に大倉理事長外理事
2日 六名出席(於温泉湯温泉)

3日 官公需対策推進協議会に坂本事務局長出席

7日 訓練校炊事遠足(於赤川水源池)

9日 第五回役員会

10日 厚生年金基金代議員会に大倉理事長出席
(於札幌市)

12日 江差支部会議

14日 事務局慰安旅行

15日 事務局内訓練校技能照査統一問題審議会

16日 中小企業振興委員会に坂本事務局長出席

18日 西支部会議

19日 中支部会議

20日 東支部会議

21日 中支部会議(於商工会議所)

22日 経理部会議

24日 北支部会議

25日 第五回三水会議に大倉理事長外役員十名出席(於北電都雨荘)

26日 中渡島支部会議

10月2日 道工業組合役員会・委員会に大倉理事長、吉田副理事長出席

3日 渡島支庁による電気工事業法の立入検査について

9月	住友団体保険事務取扱説明会に大倉理事長 佐藤職員出席（於札幌市）
13日	総務部・経理部合同会議
14日	赤川支部会議
15日	訓練校主任指導員会議
16日	西支部会議
17日	全道事業内訓練校連絡協議会に大倉理事長 外指導員五名出席（於湯の川ホテル旭館）
18日	全道職業訓練大会に平井副校長出席 函館税務署主催機関誌編集担当者座談会に 坂本事務局長出席（於税務署会議室）
19日	道工業組合対北電配電工事連絡会議に吉田 副理事長出席（於札幌市）
20日	道工業組合役員会・委員会に大倉理事長、 吉田副理事長出席（於札幌市）
21日	中渡島支部会議
昭和五十五年度年末特別融資説明会	（於東京都）
24日	中渡島支部会議
25日	昭和五十五年度年中間監査
26日	道南交通安全大会に佐々木（二）監事出席 （於建設会館）
27日	昭和五十五年度会計中間監査
28日	道南交通安全大会に佐々木（二）監事出席 （於建設会館）
29日	全道電工連災害互助会に大倉理事長出席 （於札幌市）
30日	いなづま編集会議
31日	渡島支厅による電気工事業法立入検査 （於札幌市）
11月	全道職業訓練大会に平井副校長出席
8日	函館税務署主催機関誌編集担当者座談会に 坂本事務局長出席（於税務署会議室）
14日	道工業組合対北電配電工事連絡会議に吉田 副理事長出席（於札幌市）
15日	道工業組合役員会・委員会に大倉理事長、 吉田副理事長出席（於札幌市）
16日	中渡島支部会議
17日	昭和五十五年度年末特別融資説明会
18日	（於東京都）
19日	（於札幌市）
20日	（於札幌市）
21日	（於札幌市）
昭和五十五年度年末特別融資委員会	（於組合会議室）
22日	（於札幌市）
23日	（於札幌市）
24日	（於札幌市）
25日	（於札幌市）

組合員の異動変更

且識一七三首

(新)

一、三立電気(株) 代表者 酒井好一
代表者 館山敏之

一、影浦電氣商會

一、西沢電氣

一、山田電氣商會

函館市赤川二丁目二三一八
函館市赤川町四〇一二

函館市赤川通町七一二
函館市美原二丁目二九一九

一、(有)旭東電氣工業所
函館市本通可三丁
函館市行商同人

電話(0138)五三一九四五
一一一田日一

山越郡八雲町東町二元
山越郡八雲町東町

一、林電工

一、宮川電氣商会

茅普君研房印

一、菅原電気商会

一丁目七一一〇

上磯郡上磯町字七重浜 上磯郡上磯町

四丁目一八一〇

故川村重次郎氏は、先頃より病床にあり専心療養に努めておりましたにもかかわらず、その効なく過ぐる十一月十八日、ご逝去なされました。

私共組合員一同心より哀惜の念に堪えない次第でございます。ここに生前を偲び追悼の記述へご冥福をお祈り致します。

故川村氏は明治三十九年十一月二十六日青森県に生まれ、大正初期北海道に移られました。大正十年五月、北海道電力株式会社の前身であります函館水電株式会社に入社され配電線の保守業務にたずさわっておられました。昭和二十一年同社を退職、その後私共工事組合の創立者である山田電気株式会社に勤務、昭和二十五年五月川村電気工業所を創設して現在に至っております。

この間六十年、ひたすら電気工事に一生を捧げてこられたのであります。この功績は多大なものであり、私共関係者はただただ頭の下る思いでござります。

ご子息の内、お一人は北海道電力株式会社を退職されて、電気保安協会に勤務され、いまお一人は川村電気工業所の後継者として活躍されており、電気屋一家にふさわしく、我々業界の模範とするところであります。本年一月には電気関係労働者の表彰を受けられて、ますます私共の良き指導者として、いつまでも元気で存命していただきたかったのですが、天命はいかんともしがたく八十四才の生涯を閉じられました。

氏の今日まで残された業績は、吾々を激励し、もつて業界発展の一助となることを信ずるものであります。どうか安らかにおやすみ下さい。

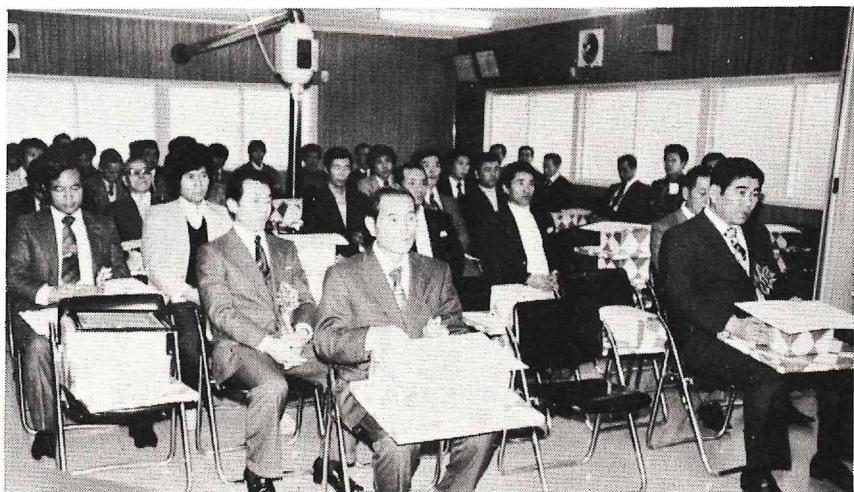


追悼記

永年勤続者表彰

十一月二十日午後三時より、組合会議室において、勤続三十年以上二名をはじめ四十七名の永年勤続者に対する表彰式が挙行された。

大倉理事長の挨拶に続いて、表彰状、記念品の授与のあと、渡島支戸長、函館市長、北電函館支店長、米賀寅の祝辞があり、受彰者代表の浅井喜代巳氏（協信電気工業（株）勤務）の謝辞ののち、受彰者の事業主を含めて今までの労をねぎらい、又今後の一層の健斗を祈りつつ、ささやかながらも和氣あいあいの裡に、祝賀懇親会が開かれた。



永年勤続者表彰祝賀懇親会

56全道技能競技大会予選

〃支部対抗

技能競技大会

ふるつて参加しよう!!

恒例の第四回技能競技大会を左記により開催いたします。

課題および詳細については、別途事務局より書類でお知らせ致しますが、腕試しのつもりでふるつて参加下さい。ご案内致します。

尚、本大会入賞者の中から、明年五月十八日(予定)苫小牧市で開催される全道大会に出場のすいせんを行ないます。

記

日時 | 昭和56年1月25日(日) AM10時～PM4時30分
場所 | 函館市職業訓練センター

◎出場者区分

壮年組 | 昭和26年1月1日以前に生まれた者
青年組 | 昭和26年1月2日から34年1月1日までに

生まれた者

少年組 | 昭和34年1月2日以降に生まれた者



隨筆

玄之又玄

平沼智子

欲し、常に有は以つてその激を觀んと欲す」と。
そこで日常語にしたらどのようになるのかと、ありつけの字書やら古文の解説参考書やらをひっくりかえして私なりに次のようにして。

「だから常に無(陽)は以つてその有(陰)のはたらき(妙)をあらわそうとし、又常に有(陰)はこどごとく無(陽)えめぐり(激)ゆかんとす。この両者(陰陽)出所は同じである。ただ名を異にする。この二者即ち真理。真理の中の真理。大衆よ。これこそ真理の入口である。

と解釈したのだが、違つてゐるであろうか。門外漢の私は特別の参考書があるわけでなし、多分半分よりも方が違つてゐるような気がする。大方の諸賢の御教示をぜひお願ひしたいと思っている。

意外なところで意外な語を発見して、一日中、字典や参考書を開く時間をもち、老化の頭の訓練にはいい刺激になった。

私の小学校の頃は習字は必須科目であった。週二時間位であったと思う。低学年の頃は、指先を真黒にして墨をすり、練習用紙は古新聞紙であった。その頃使っていた墨が、黒い表面に鮮やかな群青色の「お花墨」と金箔の「玄之又玄」であつたと記憶している。

先日ひょっとした事で老子の文で

「この両者同じ。出て而して名を異にする。同じくこれを玄と謂う。玄の又玄。衆妙の門」

と云うのに出あった。ゆくりなく遠い記憶の「玄の又玄」で、あの墨の銘はこれだったのか。一体どんな意味なのかと興味をひいた。

早速、仕事をそつちのけにして大字典を開いたら、

玄とは

クロ・赤黒・天の色・天・上帝・心・真理・等々の色彩に關係のない言葉が並んでいる。その中に「老子の道」というのも並んでいた。解説も黒くして赤色を帯び、幽遠なる色の事。天の色とす。転じて上帝・真理・静深の義とあつた。

「玄之又玄」「真理の中の真理」という事なのかな。

心して習字をしなければならなかつたのか。「玄之又玄」を使って身につけた字にしては誠に粗末な私である。

ここまで字典を開いたついでにと、この老子の文の意味を調べようとしたが、さっぱり意味が通じない。

この文の前文を読んだら次のようであった。

「故に常に無は以つてその妙(はたらき)を觀んとす。

組合員消息



一、八月三一日 (有)川村電気工業所從業員

一、十月十三日 佐々木増太郎氏ご逝去

八木真治氏ご逝去

い な づ ま

電気工事業法に基く

立入検査の実施

十一月四日から十一月八日に亘り、電気工事業法に基く渡島支庁の立入検査が行なわれました。

検査を受けた業者は、組合員一八件、非組合員八件

合計二六業者であります。検査の結果は別表のとおりです。

例年指摘される事項であります。配線図等関係書類の保存の不良が最も多く、その殆んどが整理するところなくタグ・封筒の中に仕舞つてあります。これは工事整理簿の記載順にあわせてきちんと綴込みをして保管するべきと思います。

次に登録・届出の標識掲示であります。電気工事業法第二十五条の規定により「営業所及び電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所」に掲げなければならぬとあり、特に営業所の標識については、附近需要家に対するPRの面からも、外部から見える場所に掲示するべきでしょう。

今回の検査で特に悪かつた例をとりあげてみますと検査業者、非組合員K電気は、昭和五十二年三月に登録を受けて居るが、以来登録標識は営業所・工事箇所とも掲載せず、配線図等関係書類は揃つて居ない。計測器については、現在全部故障で使用出来ない。工事整理簿については、僅かの件数が記載されてあつたが、主任電気工事士の氏名欄に組合員の会社名が記載されてあつた。

このような業者に下請をさせていた場合、事故の発生が生ずる可能性は充分考えられ、又万が一事故が発生しても全日電工連の第三者賠償責任保険の適用は受けることが出来ないので充分注意して欲しいと思います。又、今回の検査であらかじめ日時を予告したにもか

かわらず、当日主任電気工事士が不在であったところが二件ありました。電気工事業法第二十条の規定により、主任電気工事士は立入検査を受ける場合に立合うことを定められて居るので、注意して欲しいと思います。組合員各位におかれでは、別表を参考にされて、各項目に亘り再度点検をしてみて下さい。

		指 摘 事 項									
				組合員		員外者					
		標識を掲示していない		三		二					
		標識の記載事項が誤つて いる		一		二					
		工事整理簿を備えていな い		一		二					
		注文者の記載が誤つてい る		一		二					
		施工者の欄の記載が誤つ てい		一		二					
		着手、竣工年月日の記載 が不備		一		二					
		主任電気工事士の記載が ない		一		二					
		作業者名の記載が ない		一		二					
		計測器の備え付がない		一		二					
		配線図等関係書類の保存 不備		一		二					
八		六	五	五	六	一	一	二	二	五	計
二	二	二	三	二	二	二	二	二	二		
一〇	二	八	八	七	八	三	三	二	二		

◎最低賃金法に基く、北海道最低賃金及び産業別最低賃金が改正されました。

北海道最低賃金
日額 二、六八七円
時間給 三三六円

昭和五五年十月三日から発効
(皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません)。

最低賃金額以上の賃金を支払わないと、最低賃金法違反となり処罰されることがあります。

北海道労働基準局
函館労働基準監督署

電気工事業者登録

更新近づく!!

昭和四十五年五月二十三日公布の法律第九十六号、電気工事業の業務の適正化に関する法律第二章第三条の登録の有効期間は五年と定められて居り、当組合員のうち七〇名の方は、明年二月二十二日が期限とされています。

該当者はお忘れなく手続をして下さい。



札幌国税局　函館税務相談室

函館市新川町26番6号（函館税務署1階）

二三一四六七〇（直通）
二二一四一三一（代表）

電話（0138）26-1667
（0138）23-4670

◎税の相談はお気軽に

今年も所得税や贈与税の申告期が近づいてきました。毎年この時期になりますと、贈与税の計算のしかたとか、「土地を売ったが申告の方法はどうしたらよいか」など、税金について心配される方が多くなってきます。そこで、こんなとき気軽になんでも相談できる窓口をお知らせしましょう。

▼税務相談室

札幌国税局や札幌西、札幌北、札幌南、函館、旭川中、苫小牧、北見、釧路、帯広の各税務署には「税務相談室」が設けられています。

税務相談室には、専門の相談官が配置されており、納税者のみなさんの税金に関する相談や苦情に対応して、親身になってお答えしたり解決にあたったりしています。

また、忙しい人や遠隔地の人のために、電話による相談にも応じています。もちろん相談はいつさい無料ですし、匿名で結構です。

▼定期巡回税務相談所

相談室や税務署から遠い人のために「定期巡回税務相談所」を設け、相談に応じています。

▼税務署

税務署では、担当の職員がいつでもいろいろな税金の相談に応じています。

税金には、納税者に有利ないいろいろの特典が設けられています。こういった特典を受けるための手続やその他の税金のこと、わからないことや知りたいことがありましたら、最寄りの税務相談室か税務署にお尋ねください。

あかるい明日を技術でひらく

東芝電材株式会社

1

函館市大繩町二十二番十四号
電話 四一二三四一
函館

吟味する

松下電工株式会社

函館市昭和町三九六の一
電話 四二一一五八二二

工事材料・電化製品
丸晃電氣株式会社

函館市西桔梗町五八九一四九
電話四九一三二三

全道随一の照明設備センター

大興電機株式会社

三菱電材特約店
あらゆる電設資材知

隆東電機株式会社

函館市西桔梗町五八九一—〇八
電話四九一六二二一六

電設資材・機電綜合卸

進和電機株式会社

040
函館市松川町三四一
電話四二一六二三一三

明日をひらく電設資材の総合卸商社

株式会社 工三ヤ商店会 函館営業所

電 話 一 二 三 一 二 三 一 二 三
本社・札幌支社・東京 営業所・銅路
出張所・苦小牧

電氣工事材料
音響通信機器 総合商社

石垣電材株式会社
函館當業所

本社 札幌市中央区北六条西二丁目一番地
支店 069
函館 063
苦小牧市新中野町一丁目一一番
函館市中島町六番一七五号
函館市中島町六番一七五号
函館市中島町六番一七五号